東京都島嶼町村一部事務組合管理者が行う情報公開事務に
関する規則

平成１８年３月３０日規則第４号

東京都島嶼町村一部事務組合情報公開条例施行規則（平成１６年規則第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、東京都島嶼町村一部事務組合情報公開条例（平成１８年条例第９号。以下「条例」という。）第２９条の規定により、管理者が行う情報公開に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

（開示請求）

第２条　条例第６条第１項の規定に基づき開示請求をしようとするものは、開示請求書（別記第１号様式）を管理者に提出しなければならない。

（開示決定通知書等）

第３条　条例第１１条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

１　条例第１１条第１項の規定により公文書の全部を開示する旨の決定をした場合	開示決定通知書 （別記第２号様式）
２　条例第１１条第１項の規定により公文書の一部を開示する旨の決定をした場合	一部開示決定通知書 （別記第３号様式）
３　条例第１１条第２項の規定により公文書の全部を開示しない旨の決定（条例第１０条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	非開示決定通知書 （別記第４号様式）

（開示決定等の期間の延長通知書）

第４条　条例第１２条第２項又は第３項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

１　条例第１２条第２項の規定により期間を延長した場合	開示決定等期間延長通知 （別記第５号様式）

２　条例第１２条第３項の規定により期間を延長した場合	開示決定等期間特例延長通知書 （別記第６号様式）

（第三者保護に関する手続）

第５条　条例第１４条第１項及び第２項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該組合以外のもの又は第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

２　管理者は、条例第１４条第１項又は第２項の規定により組合以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（別記第７号様式）により通知するものとする。

３　管理者は、条例第１４条第３項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第１１条第１項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書（別記第８号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第６条　条例第１５条第１項の規定により、電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下この条において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

２　前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

（公文書の開示）

第７条　公文書の開示を受けるものは、公文書の開示申込書（別記第９号様式）を提出しなければならない。

２　管理者は、開示決定を受けたもので公文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の視聴又は閲覧の中止を命ずることができる。

３　公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る公文書１件名につき１部とする。

（文書検索目録等）
第８条　条例第２７条に規定する文書目録は、文書検索目録（別記第１０号様式）及び長期保存文書目録(別記様式第１１号様式)とする。

（実施状況の公表事項）
第９条　条例第２８条に規定する実施状況の公表は、次に掲げる事項を東京都島嶼町村一部事務組合を構成する組織町村の広報に掲載するものとする。
（１）　公文書の開示請求の件数及び処理状況
（２）　不服申立ての件数及び処理状況
（３）　その他実施機関が必要と認める事項

附　則
この規則は、平成１８年４月１日から施行する。